

給水装置整備工事施行要綱

(制定 昭和 52 年 1 月 20 日局長決)
(最近改正 令和 8 年 3 月 31 日局長決)

1 目的

本要綱は、既設給水装置を整備・改良することにより、にごり水、出水不良又は漏水等の解消を図り、給水の円滑化及び給水装置の維持管理並びに市民サービスの向上を図ることを主な目的とする給水装置整備工事を施工するにあたり、必要な事項について定める。

2 対象

(1) 給水管整備

維持管理上好ましくない給水管を布設替、接合替、統合等により整備、改良できる給水装置。

(2) 止水栓整備

メーター用止水栓の設置又はメーター用止水栓を設置することにより、既設止水栓を整備、改良できる給水装置。

(3) メーター位置改良

メーターの設置場所が不明又は不良のものを、メーターの検針及び取替作業が容易な場所へ位置変更することにより整備、改良できる給水装置。

(4) 中止栓撤去

維持管理上好ましくない給水装置。

(5) 大型メーターボックス整備

大型メーターの検針及び取替作業に支障をきたしているもので、改良等を行うことにより整備できる大型メーターボックス。

(6) 給水装置工事

当局が施行する給水装置工事並びに給水施設工事。

3 施工方法

請負施工とする。

4 費用

この工事に関する費用は、原則として局負担とする。(2 対象 (6) を除く)

5 その他

この要綱の細目については、別に定める。

附則

(1) この要綱は、昭和 52 年 2 月 1 日から実施する。

(2) 「位置不明・位置不良メータの改良工事の実施について」(昭和 45 年 12 月 25 日局長決、昭和 48 年 4 月 5 日改正) は廃止する。

附則

(1) この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

(2) 「出水不良栓改良工事費補助について」(昭和 24 年 6 月 24 日局長決、昭和 47 年 3 月 31 日改正) は、廃止する。

附則

(1) この要綱は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

(2) 「配水管平行布設箇所における給水装置接合替並びに配水管網整備要綱」(昭和 43

年 11 月 11 日局長決、昭和 46 年 10 月 7 日改正) は、廃止する。

附則

この要綱は、昭和 61 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 13 年 2 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。